

省エネ法 特定建築物

	第一種特定建築物 (法第75条第1項関係)		第二種特定建築物 (法第75条の2第1項関係)
	法律(法第73条第1項に規定) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化を図る必要がある規模の建築物として政令で定める規模以上のもの		政令(令第15条に規定) 法第73条第1項の政令で定める規模は、床面積の合計が300㎡であることとする
新築	床面積が2,000㎡以上		床面積が300㎡以上 2,000㎡未満
増築	増築部分が2,000㎡以上		増築部分が300㎡以上 かつ 増築面積が全体の1/2以上
改築	改築部分が2,000㎡以上 または 改築面積が全体の1/2以上		改築部分が300㎡以上 かつ 改築面積が全体の1/2以上
修繕・ 模様替	第一種特定建築物で、以下のいずれかに該当するもの		/
	①	修繕・模様替を行う屋根、外壁、直接外気に接する床の面積の合計が2,000㎡以上	
	②	修繕・模様替を行う屋根の面積が、屋根全体の1/2以上	
	③	修繕・模様替を行う外壁の面積が、外壁全体の1/2以上	
	④	修繕・模様替を行う直接外気に接する床の面積が、当該床の1/2以上	
設備の 改修	以下のいずれかに該当するもの(住宅にあっては、第一種特定建築物である住宅の共用部分の設備の改修で、以下のいずれかに該当するもの)		/
	①	空気調和設備の熱源、ポンプ、空気調和機を取替え	
	②	機械換気設備の送風機を取替え	
	③	照明設備を取替え	
	④	給湯設備の熱源を取替え	
	⑤	2以上の昇降機を取替え	